\bigcirc 総 務 省 告 示 第

号

無 線 設 備 規 則 昭 和二 十 五 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 八 号) 第 匹 + 九 条 の 二 + 第三号 ワ、 第 兀 号

及 局 び 無 第 線 五. 設 号 備 IJ \mathcal{O} \mathcal{O} 規 術 定 的 に 条 基 件 づ き、 定 \emptyset 平 成 件 + 九 \mathcal{O} 年 総 部 務 を 省 次 告 0 示 ように 第 匹 十八 改 号 る。 小 電 力 デ タ 通 信 シ ス テ Δ \mathcal{O}

正

す

無

線

IJ

平 成 年 技 月 日

 \mathcal{O}

を

る

総 務 大 臣 石 田 真 敏

傍 規 線 定 次 を \mathcal{O} \mathcal{O} 付 傍 表 線 に L た ょ を り、 規 付 定 L た 改 以 部 正 下 分 前 欄 \mathcal{O} ょ に 対 掲 象 う 規 げ 12 定 る規 改 \Diamond 定 と \mathcal{O} 1 改 う。 正 傍 線 前 を 欄 付 は 及 L U た 当 改 該 正 部 分を 対 後 象 欄 ک 規 に 定 対 れ を 応 に 順 改 L 正 7 次 後 掲 対 欄 げ 応 す に る 撂 そ る げ \mathcal{O} 改 る 標 正 ŧ 記 後 欄 \mathcal{O} 部 分 \mathcal{O} に 掲 ょ に う げ に る 重

改

8

る。

三 兀 各号のいずれかに適合すること。 波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。 ことができる。 を通信の相手方とする無線局が送信を開始する場合は、キャリアセンスを行うことを省略する アセンス後ハミリ秒以内に、当該キャリアセンスを行った無線設備を使用する無線局又はこれ 五、一五○凪を超え五、三五○凪以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の 無線設備は、キャリアセンスを行った後、送信を開始するものであること。ただし、キャリ 五、二五〇畑以上五、三五〇畑以下又は五、四七〇畑を超え五、七三〇凪以下の周波数の電 特定の操作によって当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場 タ通信システムの陸上移動局の場合にあっては前項 🗆 に掲げる旨を当該無線設備に記録し、 方法をいう。)により親局にあっては前号回に掲げる旨を、子局及び五・二価帯高出力デー 合において、当該特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。 又は不合理である場合にあっては、 所に表示することができる。 (E) (-) (<u>-</u>) 親局の無線設備は、次のとおりであること。 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない 継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨 次に掲げる旨を筐体の見やすい箇所に表示すること。 (2) に規定する子局をいう。以下同じ。)及び五・二囧帯高出力データ通信システムの陸上移 に規定する親局をいう。以下同じ。 当該無線設備の送信は、五・二価帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中 子局(小電力データ通信システムの無線局であって、証明規則別表第二号第三注 12 ⑸ 当該無線設備の送信は、屋内においてのみ可能である旨 親局(小電力データ通信システムの無線局であって、証明規則別表第二号第三注 12 ⑸ 無線設備は、運用中チャネル監視によりレーダーが送信する電波を検出した場合には 第二号から別表第四号までによること。 略 五、四七〇凪を超え五、七三〇凪以下の周波数の電波を使用する無線設備は、 略 筐体に代えて取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇 改 正 後 ただし、 当該表示を付すことが困難 別 兀 三 2 秒以内に送信を再開する場合は、キャリアセンスを行うことを省略することができる。 線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備がキャリアセンス後四ミリ 波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること 1 五、二五〇凪以上五、三五〇凪以下又は五、四七〇凪を超え五、七二五凪以下の周波数の電 無線設備は、キャリアセンスを行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無 地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨が表示されて 備は、次のとおりであること。 記録し、特定の操作によって当該無線設備の映像面に表示することができるものであること 又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨を当該無線設備に 方法をいう。)により当該無線設備の送信は五・二母帯高出力データ通信システムの基地局 $(\stackrel{\wedge}{\vdash})$ いること。 (-) (二) 同上 同上 (E) (E) 同上 この場合において、当該特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない 同上 筐体の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は五・二品帯高出力データ通信システムの基 親局(証明規則別表第二号第三注12 ⑤に規定する無線局をいう。 (2) (1) 同上 無線設備は、運用中チャネル監視によりレーダーが送信する電波を検出した場合には 第二号から別表第四号までによること。 同上 五、四七○凪を超え五、七二五凪以下の周波数の電波を使用する無線設備は、 改 正 前 以下同じ。 の無線設 別表

設備の送信時間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。の電波の送信を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、全ての無線、無線設備及びそれに従属する予局の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数

[2 略]

方式がパルス変調のものが送信する電波及び当該電波の検出確率 五、二五〇凪以上五、三五〇凪以下の周波数の電波を使用するレーダーのうち変調

七	六	五	四	Ξ		1	另	刂 種	レ
〇 五	〇 五	〇 五	〇· 五	〇· 五	〇 五	〇 五	最小値	パルス幅	ーダーが送信
一 五	一 五	一 五	一五	五	五五	五	最大値	(マイク	が送信する電波
八八六	九二八	一 一 四	1100	1100	1100	1100	最小値	一返し	
八九〇	九三二	八 一 一	이 - 大 이	OI — O O	〇 六 〇	100	最大値	周波数(
	五五	1110	繰り返し周波数に○・ ○二六を乗じて得た値 (一未満の端数がある ときは、これを切り上 げた値)若しくは二二 のいずれか大きい値又 は三○のいずれか小さ	繰り返し周波数に○・○二六を乗じて得た値(一未満の端数があるがた値)若しくは二二がた値)若しくは二二がたがかがあるは三○のいずれか大きい値又は三○のいずれか小さい値	五	10	責 へ 信	退続するパルスの数の	
六〇パーセ	ント以上 ↑○パーセ	六○パーセ	ントリントリントリントリントリントリントリント セ	ントロパーリントリントリントリントリントリント	六○パーセ	六○パーセ			検出確率

間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、全ての無線設備の送信時を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、全ての無線設備の送信をいう。以下同じ。)の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数の電波の送信、無線設備及びそれに従属する子局(証明規則別表第二号第三注 12 🖟 に規定する無線局

2 同上

六〇パーセント以上	一八	11六〇	三五五	
六〇パーセント以上	八	七00	_	_
	数	(Hz)	クロ秒)	
検出確率	連続するパルスの	繰り返し周波数	パルス幅(マイ	種 別
		レーダーが送信する電波	レーダ	

線設備の最大信号伝送速度の五〇パーセントの伝送を行う場合のものをいう。から子局の無線設備に対して、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、親局の無は、競局の無線設備(接続方式がキャリアセンス多元接続方式のものに限る。)

注

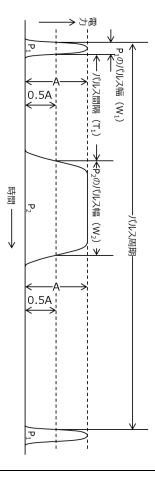
-1		_
=	八	
スワーコ 選 だ	〇 五	
食力重弦は、見分の無限を育	一 · 五	
氏泉戈盲へ	七三八	
安尼ブンジュ	七四二	
7 7 7 /	110	
くうことだって		
びこうこういうことを見がらいのこといっ	ント以上 セ	ント以上
0	[

)から子局の無線設備に対して、任意の一〇〇ミリ秒間におかける合計の送信時間が三〇注1(検出確率は、親局の無線設備(接続方式がキャリアセンス多元接続方式のものに限る。

ミリ秒以上の伝送を行う場合のものをいう。

小値及び最大値の間の任意の一の値とする。

一波数」とは、次の図におけるパルス周期の逆数とする。また、パルス幅及び周波数は、最注2 この表において「パルス幅」とは次の図におけるPュのパルス幅Wュとし、「繰り返し周



時間と各パルスの立ち下がり時間とする。 「おい、各パルス間隔及び各パルス幅は、電力〇・五Aを基点とする各パルスの立ち上がりが、各パルス間隔及び各パルス幅は、電力〇・五Aを基点とする各パルス幅Wに繰り返パルス幅W。及び早のパルス幅W。と至のパルス幅W。の差並びに早のパルス幅W。に繰り返れ、名パルス幅W。及び中のパルス幅W。ととのパルス幅W。の差並びに日のパルス幅W。に繰り返れ、名のの間波数の偏移幅(以下「チャーブ幅」という。)、日のパルス間隔下、足の注:この図において「A」は日及びBの最大電力を示し、パルス期間中に線形周波数変調を注:

種別三及び四の場合

チャープ幅	(2) 種別五から八までの場合	デューティ比	$\perp W_2 - W_1 \perp$	げる式による値	Rのパルス幅とBのパルス幅の差として次に掲		Bのパルス幅W	Rのパルス間隔下	チャープ幅	
±○・五畳から±一・○畳の範囲		一〇パーセント未満			左として次に掲 一五マイクロ秒以上	口秒以下	二〇マイクロ秒以上一一〇マイク	七〇マイクロ秒以上	± 〇・五 <u></u> 五 <u></u> 五 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[注略]	確率	変調方式がパルス変調のうち周波数ホッピング方式のものが送信する電波及び当該電波の検出 別表第四号 五、四七〇凪を超え五、七三〇凪以下の周波数の電波を使用するレーダーであって	[注4~6 略]	バースト内のチャープ幅は等しいものとする。	えた周波数幅とする。この場合において、チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一	注3 チャープ幅は、五畑以上二〇畑以下の周波数幅のうち五畑又は五畑に一畑の整数倍を加	[注1・2 略]	[麦略]	のに限る。)のものが送信する電波及び当該電波の検出確率	変調方式がパルス変調のうち変調パルス列(パルスの期間中に搬送波を線形周波数変調するも	別表第三号 五、四七○凪を超え五、七三○凪以下の周波数の電波を使用するレーダーであって	[注略]	[表略]	変調方式がパルス変調のうち無変調パルス列のものが送信する電波及び当該電波の検出確率	別表第二号 五、四七○凪を超え五、七三○凪以下の周波数の電波を使用するレーダーであって	Bのパルス幅W。 二八・五マイクロ秒以上三三・六
椒は注記である。	[港同上]		当該電波の検出確率 別表第四号 変調方式がパルス変調のうち周波数ホッピング方式のレーダーが送信する電波及び	[注4~6 同上]	ト内のチャープ幅は等しいものとする。 波数幅とする。この場合において、チャーブ幅は、バーストごとに任意とし、同一バース	MHZ	注3 パルス期間中に線形周波数変調を行うための周波数の偏移幅(以下「チャープ幅」とい	[注1・2 同上]	[表同上]		変調するものに限る。)のレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率	別表第三号 変調方式がパルス変調のうち変調パルス列(パルスの期間中に搬送波を線形周波数	[注同上]	[表同上]	波の検出確率	別表第二号 変調方式がパルス変調のうち無変調パルス列のレーダーが送信する電波及び当該電	

(施) 行 附 · 期 : 日 則

1 ک \mathcal{O} 告 示 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

(経過措置)

2 に 潍 表 基 適 示 0 地 施 合 す 1 局 行 7 る 証 又 日 明 ک は は 前 لح 等 陸 に ک 改 が に 上 関 で 正 移 \mathcal{O} 告 す き 後 動 る る \mathcal{O} 中 示 同 規 親 継 に 則 ょ 項 局 局 別 لح る \mathcal{O} 規 表 小 通 改 第 定 電 正 信 _ 力 に す 前 号 デ ょ る \mathcal{O} 第 り 第 場 三 \equiv 合 タ 屋 注 内 を 通 項 に 12 信 除 \mathcal{O} お シ き 規 (5)定 1 ス 屋 に て テ 内 に 規 \mathcal{O} ょ ム に 定 す お ŋ 4 \mathcal{O} 可 る 無 1 五 能 無 線 7 で 線 局 \mathcal{O} あ 4 で GHz 局 る 帯 を あ 可 旨 能 高 0 11 が う て で 出 表 力 あ 示 特 デ る さ 定] \mathcal{O} 旨 れ 適 無 が タ 線 表 た 合 通 又 表 設 示 信 は 備 さ 示 シ 表 無 \mathcal{O} n ス た 示 線 技 テ 術 設 又 A す 備 基 る は \mathcal{O}

3 三 \mathcal{O} を 経 + 電 例 過 波 に 八 ょ す 法 条 るこ る \mathcal{O} 以 日 と 下 ま 十 が で 兀 で 第 法 \mathcal{O} き 間 る。 に 項 と 限 に 1 り、 う。 規 定 ک す \mathcal{O} る 第 \equiv 告 工 事 示 + に 設 八 ょ 計 条 る 認 \mathcal{O} 改 証 正 \mathcal{O} \mathcal{O} 後 審 \mathcal{O} 査 第 別 は 項 表 第 ۲ に \mathcal{O} 規 号 告 定 す \mathcal{O} 示 規 \mathcal{O} る 定 技 施 に 術 行 カン \mathcal{O} 基 か 準 日 わ か 適 合 5 5 ず 起 証 算 明 な L 又 お 7 は 従 法

前

年

第

لح

が

で

き

る

Ł

 \mathcal{O}

と

4

な

す。